

中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO
NAKASHIBETSU-CHO

2 No.506
2005
平成17年



「今年の新成人は314人」

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
総務部総務課広報・調査係
TEL 01537-3-3111 FAX 01537-3-5333

中標津町ホームページの

URLは <http://www.nakashibetsu.jp>

メールは nakasi-t@arens.or.jp

携帯サイトは <http://j.nakashibetsu.jp/>





中標津町表彰式

永年にわたり、町の発展に功績のあった人や、今年度全国大会で活躍した丸山フアイトアイズバレーボール少年団など四団体十六人の方々が表彰されました。また、中小企業卓越技能者二人の表彰も行われ、関係者から祝福のことが贈られました。受賞者の方々(団体)は、次のとおり。(敬称略)

自治貢献賞

佐々木輝夫 阿部強 藤田清

新出賞

社会貢献賞

合田耕造

善行賞

児玉光一 横内峯

釧根開発株式会社

教育文化奨励賞

八労会 西村さだ 鈴木栄子

田中マツノ 二瓶隆司 細矢

榮司 向峯智章 松野美哉子

上原芳昭 中標津町丸山フア

イターズバレーボール少年団

北海道中標津高等学校合唱部

星野清

中小企業卓越技能者

高橋利家 村井久一



力強く書き初め

町文化スポーツ振興財団と兩城書道同好会の主催による新春書き初め会が町総合文化会館で開かれました。町内の小学生など五十人余りが参加し、「美しい空」など冬休みの作品に真剣に取り組みました。



開陽台からの初日の出

開陽台から縁起ものの新年のこ来光を拝むと、町民ツアー客を含め百人余りが訪れました。時間を追うごとに明るくなったものの、目当ての初日は姿を見せず、多くの人たちは来年に期待し開陽台を後にしました。しかし、一時間後に空の切れ目から初日の出が表われると、辛抱強く待ち続けた約二十人から歓声があがりました。



第30回 なかしべつ 冬まつり

2月12日(土)~13日(日)

2月12日(土)

(開場 / 午前10時~午後9時)

- ・開会式(交通安全祈願餅まき大会・抽選会) 午前11:00
- ・フリースタイルスキーショー(1回目) 午後0:00
- ・ネバーワイプアウト 午後1:00
- ・スノーフェスタinしるべつと(しるべつとホール) 午後2:30
- ・雪上ジャンボサッカー 午後2:30
- ・とく蔵くん!! おしるご無料提供 午後4:30
- ・フリースタイルスキーショー(2回目) 午後5:00
- ・ファミリー雪像入賞発表 午後6:00
- ・和太鼓演奏 午後7:00
- ・フリースタイルスキーショー(3回目) 午後7:30

2月13日(日)

(開場 / 午前9時~午後4時)

- ・釧根地区耐寒ラジオ体操会 午前9:30
- ・小学生対抗雪合戦 午前10:15
- ・フリースタイルスキーショー(1回目) 午後0:00
- ・和太鼓演奏 午後0:30
- ・ちょっとすべて30kgタイムトライアル 午後0:30
- ・ストラックアウト 午後1:30
- ・フリースタイルスキーショー(2回目) 午後2:30
- ・閉会式(雪だるま提灯購入者抽選会) 午後3:00
- ・閉会式終了後、「雪印ハイ!チーズ」無料配布

内容・時間とも都合により変更になることがありますので、ご了承ください。

場所 / 総合文化会館しるべつと広場
主催 / なかしべつ祭り実行委員会

【お問い合わせ】

中標津町経済振興課観光振興係

☎ 3-3111 内線364・366



将来のオリンピック選手
目指して



中標津スケート協会
などが主催する幼児ス
ケート教室が運動公園
スケートリンクで開催
されました。今年入学
予定の三十人余りが、
二班に分かれて三日間
学びました。初日は氷
の上で苦労していた子
どもたちも三日目には
上手に滑れるようにな
りました。



新年度予算査定

西澤町長の初の予算編
成となる平成十七年度予
算の町長査定が始まりま
した。新年度予算は、助
役査定終了時点で百十八
億三千万円となっており
四億八千万円の財源不足
が見込まれることから、
各当局から要求のあった
予算の説明を受けた後、
西澤町長自ら査定し、二
月上旬に新年度予算原案
を決定する予定です。



確定申告

期間内に 忘れずに!

【申告期間】平成17年2月16日(水)~平成17年3月15日(火)

本年も確定申告の時期となりました。事業(商売)をしている方等は、申告受付期間内に確定申告を行い納税することになっています。また、国民健康保険に加入している方は、保険税額の算定に必要ですので、収入が無い場合でも必ず申告をして頂くことになります。

2月21日(月)・22日(火)は、税務署職員が役場にて申告を受付けます。

受付時間 21日 / 10:00 ~ 16:00

22日 / 9:00 ~ 15:00 (両日12:00 ~ 13:00を除く)

会場 役場内確定申告会場(101会議室) 混雑が予想されますのでお早めにお越しください。

譲渡所得のある方
贈与税の申告をされる方
2月21日(月)~22日(火)
上記以外の期間は税務署にて申告してください。

役場での申告受付期間(土・日は受付していません)

営業者(商店・飲食業など)
2月21日(月)~22日(火)
上記以外の期間は税務署にて申告するか、中標津町商工会にご相談ください。

給与・年金所得者、不動産所得者
外交員・集金人など
2月16日(水)~3月15日(火)
還付申告については受付中です。

消費税の申告
平成14年中の課税売上高が3,000万円を超える個人事業者の方
「消費税課税事業者選択届出書」を提出した個人事業者の方
3月31日(木)まで

確定申告が必要な人

平成17年1月1日現在、当町に住んでいる人、または住んでいた人で、次に該当する人は申告が必要です。

農業、小売業、サービス業などの事業を営んでいる人、年金、恩給を受けている人、給与所得者で年収が2千万円を超える人、配当、地代、家賃、報酬(外交員など)、雑所得、一時所得のある人、昨年1年間に2ヵ所以上から給与の支払いを受けた人や中途退職した人で、年末調整ができなかった人。



申告に必要な書類

事業所得の人は、関係諸帳簿(現金出納帳、売上台帳、固定資産)給与所得者の人は、源泉徴収票または支払者の証明書、生命保険、個人年金、損害保険などの控除証明書、印鑑、本人名義の銀行口座番号などが必要です。このほかにも受けようとする控除によっては添付する書類が異なりますので、今から準備をしておく慌てずすみませう。

税務署からのお願い

申告書は、国税庁ホームページ《<http://www.nta.go.jp>》の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。作成した申告書は郵送などの送付により提出できます。

なお、会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書等の控え、使い慣れた「計算器具」や「筆記具」をご持参ください。また、納税には振替納税を、還付金のお受取には口座振込みの利用をお勧めします。

詳しくは、根室税務署にお問い合わせください。



問い合わせ先

根室税務署 ☎0153-23-3261

役場税務課 ☎3-3111(内線209)

平成16年分

平成16年1月1日～12月31日までの

所得申告はお早めに



配偶者控除と配偶者特別控除

今回の申告から変わりました

| 配偶者の給与収入 | 配偶者控除額 | 配偶者特別控除額 |
|-----------------|--------|----------|
| 103万円以下 | 38万円 | 万円 |
| 103万円超 105万円未満 | | 38 |
| 105万円以上 110万円未満 | | 36 |
| 110万円以上 115万円未満 | | 31 |
| 115万円以上 120万円未満 | | 26 |
| 120万円以上 125万円未満 | | 21 |
| 125万円以上 130万円未満 | | 16 |
| 130万円以上 135万円未満 | | 11 |
| 135万円以上 140万円未満 | | 6 |
| 140万円以上 141万円未満 | | 3 |
| 141万円以上 | | |

夫に所得があり、妻がパートで働く場合を例に考えてみますと、夫が受けられる配偶者控除と配偶者特別控除は左表のとおりです。

妻のパート収入が103万円までであれば、配偶者控除（38万円）が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けることができます。

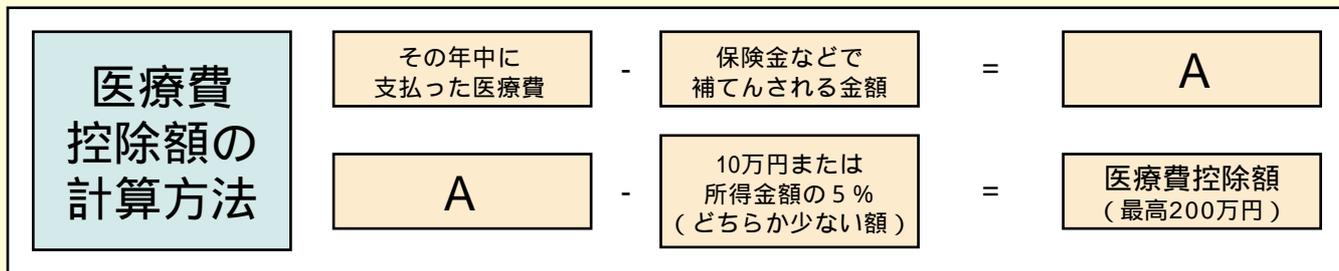
ただし、夫の合計所得が1,000万円（給与収入で約1,231万円）を超える年には受けることはできません。

パート収入は、通常給与所得となります。配偶者の収入が給与以外の場合は、左表と異なりますので、役場税務課へお問い合わせください。

医療費を支払ったときの「所得税・住民税」の申告

本人又は生計を一にする家族全員について支払った医療費で、平成16年中に実際に支出した額の合計から以下の計算方法によって医療費控除額（ ）を算出し、所得控除額に加算します。

医療費控除額が実際に還付される金額ではありません。また、所得税が源泉徴収されていない場合還付金額は発生しません。



必要な添付書類

源泉徴収票

医療費等の領収書

領収書は医療を受けた人・医療機関別に仕分けし、それぞれ合計金額を算出してお越してください。

生命保険に伴う給付金や、高額医療費の補てん等の支払を受けた金額がわかるもの印鑑

源泉徴収票に記載されている方の口座番号(所得税が還付になった場合に必要)



町では、これまでも電子メールで皆様からの「意見・提案・相談」などをお受けしていましたが、2月よりホームページのトップ画面「お問い合わせ」から直接担当課に問い合わせることができるよう変更しました。インターネットをご利用になれない方については、公共施設に設置してありますキオスク端末をご利用ください。また、電子メールを受信できない方は、各課の主な業務内容等を掲載しますので、参考にし、電話・手紙などでお問い合わせくださるようお願いいたします。皆様からのまちづくりに関するご意見・ご提案・ご相談をお待ちしています。



ホームページの
トップ画面

トップ画面のこちらをクリックして進むと、「意見、提案、相談コーナー」に移動します。

意見、提案、相談コーナー

問い合わせしたい課の名前をクリックすると送信フォームが起動しますので、それぞれ入力欄に必要な事項を書き込み送信して下さい。メールは直接所属の管理職宛送信されます。なお、匿名メールはご意見としては伺いますが回答できません。

お問い合わせ先がよく分からない場合はその旨記載し、総務課宛送信して下さい。

| 課名等 | 主な業務内容等（抜粋） |
|-----------|--|
| 総務課 | 職員の採用に関する事、防災に関する事、情報公開に関する事、広報・広聴・統計調査に関する事、情報化に関する事、北方領土対策に関する事、史料室に関する事 |
| 企画財政課 | 財政計画に関する事、予算に関する事、物品購入及び委託業務等の指名願いに関する事、物品購入及び委託業務等の入札及び契約に関する事 |
| 税務課 | 町税（国民健康保険税を除く。以下この欄において同じ）及び道民税の賦課に関する事。町税及び道民税の納税に関する事 |
| 計根別支所 | 計根別における窓口業務全般、交流センターに関する事 |
| 生活課 | 戸籍（届出、謄本、抄本）に関する事、住民登録（転入、転居、転出等の届出）に関する事、印鑑登録に関する事、埋火葬の許可に関する事、外国人登録に関する事、自動車臨時運行許可に関する事、交通安全施設整備に関する事、街路灯、防犯灯、交通安全灯の維持管理に関する事、行政相談、法律相談に関する事、消費生活に関する事、ゴミ処理及びリサイクルに関する事、墓地、火葬に関する事、犬の飼い方・野良犬の苦情に関する事、公衆便所に関する事、国民年金に関する事 |
| 保険介護課 | 国民健康保険税に関する事、保険給付・国民健康保険葬祭費及び出産育児一時金に関する事、医療費等の助成に関する事、介護保険に関する事 |
| 福祉課 | 生活保護に関する事、民生委員・児童委員及び社会福祉委員に関する事、在宅福祉サービス事業に関する事、老人福祉に関する事、知的障害児者に関する事、精神障害及び難病に関する事、身体障害児者福祉に関する事、災害見舞金の支給に関する事、子育て支援に関する事、児童福祉に関する事、母子福祉に関する事、児童館に関する事、シルバースポーツセンターに関する事、総合福祉センターに関する事 |
| 保育所 | 保育所の設置及び管理運営に関する事、中標津町児童デイサービスセンターの設置及び管理運営に関する事 |
| 保健センター管理課 | 保健医療計画の策定に関する事、老人保健施設に関する事、各種予防接種に関する事、保健センターの管理に関する事 |
| 保健センター業務課 | 妊婦・産婦に関する事、こどもの健康・発達に関する事、育児相談など親支援に関する事、成人・老人の健康に関する事、介護予防事業に関する事、身体障害者・精神障害者・難病の相談指導に関する事、歯科保健に関する事、子供・成人・老人の食生活に関する事、食中毒に関する事 |



まちづくりに関する ご意見・ご提案・ご相談を お寄せください

| | |
|------------|---|
| 農 林 課 | 農業振興計画に関する事、農業災害の調整等に関する事、農業金融対策に関する事、農業後継者に関する事、林野事業に関する事、立木処分に関する事、治山事業に関する事、森林病虫害予防に関する事、猟政に関する事、自然保護に関する事、農村総合整備事業に関する事、家畜衛生・防疫に関する事、町営牧場に関する事 |
| 経 済 振 興 課 | 中小企業の金融に関する事、米穀小売販売に関する事、公設卸売市場に関する事、職業訓練センターに関する事、労働会館に関する事、労働相談に関する事、職業病予防に関する事、観光宣伝に関する事、観光客の受入れ体制に関する事、企業誘致に関する事、畜産食品加工研修センターに関する事、地域情報に関する事、東京中標津会・札幌中標津会に関する事、空港利用促進に関する事 |
| 管 理 課 | 工事の入札及び契約に関する事、指名願いに関する事、道路・橋梁・河川等の管理に関する事、都市公園・条例管理公園及び緑ヶ丘森林公園の維持管理に関する事、公共駐車場の維持管理に関する事、除雪事業に関する事、公営住宅に関する事、町有財産の総括に関する事、都市計画区域外の土地利用に関する事、国有地、道有地の売却、譲与申請並びに進達に関する事、基準点測量に関する事 |
| 街づくり推進室 | 都市計画区域内（外）の都市計画に関する事、特定開発行為に関する事、屋外広告物の指導に関する事、都市公園・緑地・広場等公共空地の整備計画・推進に関する事、建築確認申請の審査及び検査に関する事、住宅金融公庫融資住宅の設計審査及び現場審査に関する事 |
| 建 設 課 | 公共土木施設の災害復旧工事に関する事、都市計画事業の建設及び施工に関する事、交通安全施設の建設及び施工に関する事、開発行為の技術審査・構造基準の指導に関する事 |
| 上 下 水 道 課 | 給水装置工事指定業者の指定に関する事、水道料金に関する事、メーター検針及び水量認定に関する事、排水設備工事指定業者の指定に関する事、下水道料金に関する事、水道施設に関する事、下水道施設に関する事、給排水設備工事指定業者の監督、指導に関する事、水洗便所改造等資金貸付に関する事、水質保全及び水質検査に関する事、汚水の処理に関する事 |
| 出 納 室 | 支払い業務に関する事 |
| 議 会 事 務 局 | 議会傍聴に関する事、議事録に関する事 |
| 監査委員事務局 | 町の監査業務に関する事 |
| 農業委員会事務局 | 農業者年金に関する事、農業後継者に関する事、農地の権利移動並びに転用制限に関する事、農業生産法人に関する事、家族協定農業に関する事、農地等の集団化事業に関する事 |
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙人名簿に関する事、選挙に関する事 |
| 町立病院医事課 | 患者の受付及び入退院に関する事、患者の諸証明に関する事、患者給食に関する事、医療相談に関する事 |
| 町立病院管理課 | 医療技術職員養成修学資金及び看護職員確保特別措置貸付金の貸与に関する事、財政計画及び財政公表に関する事、病院統計に関する事、院内外の管理・賃借及び業務委託に関する事 |
| 教育委員会総務管理課 | 小中学校・教職員に関する事、育英資金に関する事、教材教具の整備に関する事、学校教育に関する調査・統計に関する事、学齢児童生徒の就学援助・入退学に関する事、幼稚園就園奨励費に関する事、通学区域に関する事、学校・社会教育施設の維持管理に関する事 |
| 教育委員会生涯学習課 | 生涯学習の振興に関する事、文化・スポーツ施設の使用許可に関する事、財団法人中標津町文化スポーツ振興財団に関する事、子ども育成部及び少年団の育成指導に関する事、緑のふるさと研修舎の管理運営に関する事、学校開放事業に関する事、校外指導及び非行問題に関する事、青少年教育指導センターに関する事、通学車両・教育振興車両の運行に関する事、文化財保護に関する事、郷土館関係施設の管理運営に関する事、その他郷土の調査研究に関する事、生涯学習に係る広報に関する事 |
| 体 育 館 | 体育館・武道館・温水プール・運動公園その他体育施設に関する事 |
| 総合文化会館 | 総合文化会館に関する事 |
| 学校給食センター | 学校給食に関する事 |
| 図 書 館 | 図書館に関する事 |
| 中標津農業高校事務 | 農業高校に関する事 |

西川 孝の なかしべつ再発見

自然環境は精神文化も育む

画家 西川 孝

小学校在職中、から松を学級旗にしたり、学級名としたことが幾度もあった。中標津小学校六十六回卒業記念の中で「から松の様にまつすぐ堂々と伸びて欲しい。道東の大地は厳しいけれど、凍土の中で生き続ける生命力の強さに学ぶものは多い。じつところらえる冬の長い程、厳しい程に、芽吹きの新緑の何と美しいことか。」と書いた。

我が庭に今も昭和五十八年俣落小学校当時子供たちにも手伝ってもらって苗から育てた



から松帯芽ぶく頃

から松の生け垣がある。朝露に濡れて輝く芽吹き色の緑は宝石の如く輝く。本州と違って落葉広葉樹が多いので、芽出しから葉が開くまでの色彩の変化はシラカバ、カエデなど同じ緑でも千差万別の趣きを秘めている。

厳冬の二月、一面雪の白と樹々の茶褐色、吹きさらす草地の黄色が点在するだけの大地でその宝石の芽は育まれている。そんな自然の摂理から学び、北海道人は雄大にして強靱な精神を育んできたのではあるまいか。

根室原野には明治四十四年乾定太郎氏が徳島・静岡県人から成る十三戸四十人で俵橋十二線を中心に入植したことが、町史に記されている。中標津は数えて百年そこそこの開拓史を刻んで、二代三代目になっている。初代根釧農業試験場長松野傳氏作詞の根室原野の歌二番 光は遂に南国中、群に群れつぎ同胞来る 北暎の朝 黎明染めて 眠れる原野 今醒めたり と、

昨年暮れ、絵にふさわしい処と思い「黎明」「海別岳昼月」と名付けた二枚の絵を道立根釧農試の総務課長J氏にお願いし、展示させて戴いた折、J氏が下さった「北海道農業の想い出」を読み感動した。傳氏の気概は勿論であるが、とり止めて何もない雄大茫漠たる原野に鎌を入れ大地と戦った人々の逞しさ気骨を想う時人と自然の生命力を感じたからである。



黎明(れいめい)

質問箱



町の提言BOXなどに寄せられた要望・意見などに対し、回答した内容をQ&A形式でお知らせします。

Q 町民が除雪をした後、除雪車が雪のかたまりを家の前に置いていくのを止めてほしい。また、早い時間に除雪をできないか。

A 町では生活道路などを中心に、降雪が十センチ(目安)になると早朝の三時より重要度の高い路線から順次除雪作業を行っています。路線や地域によって多少時間の遅れることがありますのでご理解をお願いします。

また、「雪のかたまりを置いていくのを止めてほしい」というご意見ですが、大雪となった場合、一回の除雪では道路の確保が無理なため、数度除雪車を走らせています。このため、町民の皆さんが家の前などの除雪を行った後、再度除雪車が走ることで雪山が残ってしまい、町民の皆さんに大変ご迷惑をお掛けしますが、各住宅前の出入り口の確保については特段のご理解ご協力をお願いします。

(管理課維持係)





リハビリ～作業療法ってなに？

町立中標津病院 作業療法士 岩永輝明



昨年の四月から、町立中標津病院のリハビリテーション部門に、新たに作業療法が開設されました。作業療法という言葉は初めて耳にされる方も多いと思いますが、作業療法とは、徒手療法や具体的な作業活動を通して機能回復を促し、障害が残った場合には残された機能を最大限に発揮できるように治療することです。治療では、はじめに関節・筋肉・神経・脳機能などを調べ、それがどのように日常生活に影響を与えているかを把握し、リハビリを進めていきます。

具体的には、上半身つまり主に肩や手の治療を中心として行い、排泄、着替え、食事動作、入浴動作及び家事動作などといった日常生活に必要とされる生活動作が出来るようにリハビリを行います。障害が残ってしまった場合にも、別の方法で日常生活に必要な動作を獲得できるようにリハビリを行います。例えば、右半身麻痺で右手足が使いにくくなった場合、片手で着替えるため、今までは違った体の使い方や手順を訓練することです。ばやく行えるようになります。また、片手ではどうしても難しい動作の場合には、個人に合わせて道具を改良したりすることで日常生活全般において出来るようになります。例として、「片手で体を洗うこと」は、かなり難しくなります。そのような時は、洗体タオルを改良する、つまり道具の工夫により一人で体を洗うことが出来るようになります。工夫の仕方は、個人によつて異なり、その方に合った方法を考え行います。また、介護が必要になった場合には、介護方法を実際に伝えることで、介護負担の軽減に役立つように支援します。

さらに、身体状態を考慮して、手すりの設置（高さ・長さ・材質なども検討します）や段差解消などといった住宅改修をすることで、在宅生活を安全で快適に過ごすことが出来るように支援します。

以上が、簡単ですが作業療法のリハビリ内容です。作業療法のリハビリを希望される方は、当院医師とご相談の上でお越し下さい。

平成17年4月から育児・介護休業法が変わります

| 改正事項 | 現行 | 平成17年4月1日から |
|---------------------|---------------------------|---|
| 育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大 | 期間を定めて雇用される者（有期契約労働者）は対象外 | 休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。 一定の範囲の期間労働者とは、下記のいずれも該当する労働者 ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上の者 ②子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されること |
| 育児休業期間の延長 | 子が1歳に達するまで | 子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業できます。 |
| 介護休業の取得回数制限の緩和 | 対象家族1人につき1回限り。期間は連続3か月まで | 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます。期間は通算して93日まで。 |
| 子の看護休暇の創設 | 事業主の努力義務 | 小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できるようになります。 |



詳しくは、北海道労働局雇用均等室（☎011-709-2715）まで

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 2 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
| 27 | 28 | | | | | | |

税金

納税はお済みですか？

町道民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税、介護保険料の納付をお忘れの方はいませんか？

平成16年度の全納期がすでに過ぎています。未納の方は早急に納めましょう。

納付書を紛失された方や、納税相談のある方は各担当係までご連絡ください。

- 税務課納税係(内線209)
- 保険介護課保険税係(内線234)
- 保険介護課介護保険係(内線236)

~町税等各種収納金の

納付は口座振替で~

軽自動車等の異動届は確実に

軽自動車(原付、小型特殊、軽自動車等)税は、毎年4月1日現在の所有者に1年間の税金が課税されます。所有者の異動、廃車等の異動があった場合は15日以内に異動申告をすることになっていますので、お忘れのないよう申告してください。

なお、釧路ナンバーの軽自動車(600cc以下の四輪車、125ccを超え250cc以下のバイク)及び二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)の異動、廃車等の申告は、役場ではなく釧路市の軽自動車協会若しくは釧路運輸支局でしかできませんので、該当する方はお早めに手続きを行うようお願いいたします。

詳しくは、税務課住民税係(内線209)まで。

釧路地区軽自動車協会

〒084-0906
釧路市鳥取大通6丁目1番1号
☎0154-51-0745

釧路運輸支局

〒084-0906
釧路市鳥取大通6丁目2番13号
☎0154-51-2521



町立病院からのお知らせ

二月の整形外科診療日は、上記カレンダーの印のとおりです。内科の診療は毎週月曜日(金曜日(祝祭日は休診)の午前中のみ行っています。

受付時間 午前八時四十五分~午前十一時(自動再来受付機は午前七時四十五分から稼働)
詳しくは、町立中標津病院医事課 ☎(2)8200まで。

二月七日は「北方領土の日」

毎年二月七日は、「北方領土の日」です。北方領土問題に対する国民の皆さんの関心と理解をさらに深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進を図るため、北方四島が日本の領土として初めて国際的に明確にされた日魯通好条約が調印された二月七日を「北方領土の日」として定められました。

今年も「北方領土の日」には、根室市で二〇〇五年「北方領土の日」根室管内住民大会が開催されます。この大会では、青少年の弁論発表を通して返還要求運動の声を内外へ表明することなどを目的に開催されます。また、二月十二日(土)・十三日(日)のなかしべつ冬まつりでも「北方領土返還要求署名活動」を実施しますのでご協力をお願いします。

北方領土オリジナル絵本をプレゼント

二〇〇五年は、「日魯通好条約」で日露間の国境を択捉島とウルツブ島の間に定めてから百五十年、戦後北方領土返還運動が始まってから六十年を迎える節目の年です。根室支庁では、この節目の年を記念して、北方領土オリジナル絵本(ハードカバー本)をクイズ正解者の中から抽選で二十名様にプ

レゼントします。

クイズ

の中に数字を埋めて文章を完成させてください。
「一八五五年 月 日に「日魯通好条約」が調印されてから今年で 周年です。」
(ヒント:一八五五年二月七日に「日魯通好条約」が調印されてから今年で百五十年です。)

締切 二月二十八日(必着)
応募方法 ハガキ、FAX、Eメールにより、住所、氏名、電話番号、年齢、クイズの答えを明記してご応募ください。

当選発表 三月中旬に根室支庁ホームページ上で発表します。

応募先

〒087 8588
根室市常盤町三丁目二十八番地
北海道根室支庁北方領土対策室

中標津空港発着チャーター便「台湾五日間」の旅を実施します

中標津空港利用促進期成会(役場内空港対策室 ☎(3)3111)では、中標津空港の利用促進を図るため、中標津空港発着の「台湾五日間」のチャーター便に協賛し、参加を呼びかけています。
日程 三月一日(火)~三月五日(土)



メール nemuro.youtai2@pref.hokkaido.jp
URL http://www.nemuro.pref.hokkaido.jp/ne-hrtsk/anniversary/present.htm

☎0153(24)5592
FAX0153(23)5336



くらしの広

「広報中標津」からのお願い

「広報中標津」では、今後の紙面づくりの参考とするため、皆さまの声を聞きたいと考えています。

広報紙で取り上げてほしい話題、町の事務事業でもっと詳しく知りたいことなどがありましたら、電話、手紙、電子メールで結構ですので、総務課広報・調査係（内線317）までお寄せください。

健康

骨粗しょう症検診のお知らせ（3月分）

3月分の予約の受付についてお知らせします。

- 申込期間** 2月4日～2月18日の平日
- 実施期間** 3月1日～3月31日の平日
- 内容** 問診、骨密度測定、診察
- 対象** 20歳以上の女性
- 料金** 1,000円（70歳以上500円）
- 定員** 1日2人
- 実施場所** 町立中標津病院
- 申込先** 中標津町保健センター（成人保健係）☎2 - 2733まで

乳がん検診のお知らせ（3月分）

- 申込締切** 2月17日（木）
- 実施日** 3月14日（月）
- 内容** マンモグラフィ撮影（希望者）
問診、視診・触診
マンモグラフィ撮影は乳房X線撮影装置を用いた画像診断法で、手に触れない段階のがんや乳腺の疾患などの診断に役立ちます。
- 料金**
視診、触診のみ 800円
マンモグラフィ撮影と併用 1,900円
- 定員** 30人
- 実施場所** 町立中標津病院
- 申込先** 中標津町保健センター（成人保健係）☎2 - 2733まで

乳幼児のBCGは生後6ヶ月までに

今年4月から結核予防法が改正となり、BCG接種の対象年齢が「4歳まで」から「生後6ヶ月まで」に変わります。4月以降は生後6ヶ月以降のお子さんがBCGの接種を受ける場合は任意接種の扱いとなりますのでご注意ください。

また、4月以降はBCG接種に先だって実施されていたツベルクリン反応検査が廃止されます。

（小・中学校で実施されていたツベルクリン反応検査やBCG予防接種は平成15年から廃止されていますのでご注意ください。）

詳しくは、中標津町保健センター管理課☎2 - 2733まで。

現在、毎月検針員が皆さま方の自宅の水道メーターを検針し、「使用水量のお知らせ表」により毎月使用水量をお知らせしていましたが、今までの「お知らせ表」では使用した水量の表示が少なく、料金・漏水などをお知らせすることができなくご不便をおかけしてました。

つきましては、平成十七年四月検針分（五月料金請求分）より、水道料金（下水道料金含む）・使用水量・口座振替・漏水などの項目を掲載した「お知らせ表」に生まれ変わります。これにより、今まで希望者の方々にハガキで送付していましたが「口座振替領収書」の発行は行わないこととなります。（詳細は後日お知らせします。）

水道（下水道含む）の使用水量のお知らせが変わります

旅行代金 九万九千八百円
募集 百二十名
（定員になり次第締切）
ツアーの予約・お問い合わせは
JTB釧路支店☎0154（22）
3020まで。

「さくらの名所・名木」の募集について

根室支庁では、身近な「さくら」を見つめ直し、後世に残していくため、皆さんからの公募に基づいて根室管内の「さくらの名所・名木」を選定し、管内外へ情報を発信していきたいと考えています。

将来的な名所も含めて広く募集しますので、どしどしご応募ください。（応募期間は二月末日まで）

なお、ご応募いただいた方には抽選でチシマザクラの苗木（または種子）を贈呈します。

詳しくは、根室支庁林務課みどり主査☎0153（23）6131（内線2544）まで。

民間アパートなどに入居（予定）されているみなさんへ

入居者がアパート（借家）などを退去する際、本来は入居者に返還されるべき敷金が入居者の負担ではない分まで「原状回復」費用とされたり、高額な修繕費が請求されたりといったトラブルが発生しています。

「原状回復」とは、入居時の状態に完全に戻すことではありません。国土交通省のガイドラインによると、借主の不意などにより破損や汚れを生じさせた場合は借主の負担ですが、経年劣化などであれば借主は特に修繕をしなくてもよいとされています。

詳しくは、根室支庁林務課みどり主査☎0153（23）6131（内線2544）まで。

「原状回復」について

入居時の物件確認を行いましょう。（貸主と借主が立ち会って確認するか、貸主が立ち会えない場合には借主だけでも写真（日付入り）を撮っておくと役立ちます。）

入居中はマナーを守り、修繕等が必要となった場合は放置せずこまめに連絡をしましょう。

退去時の物件確認もしっかり行いましょう。

詳しくは、北海道庁建築指導課☎011（231）4111（内線29463）または、根室支庁建設指導課主査☎0153（23）6131（内線2484）まで。

されています。

トラブルを未然に防ぐため、次のことに留意してください。

賃貸借契約の事前説明では原状回復どおりとなっているか、よく確認しましょう。

入居時の物件確認を行いましょう。（貸主と借主が立ち会って確認するか、貸主が立ち会えない場合には借主だけでも写真（日付入り）を撮っておくと役立ちます。）

入居中はマナーを守り、修繕等が必要となった場合は放置せずこまめに連絡をしましょう。

退去時の物件確認もしっかり行いましょう。



1月7日
晴れ着姿の新成人
華やかに
20才を迎える



今年の新成人は三百十四人。中標津町総合文化会館の式典には七割余りの二百二十五人（前年比三十八人減）が出席して行われました。

オープニングでは町在住の音楽家飯田由美子さんのソプラノ独唱を披露した後、西澤町長が「新しい時代を生きる若者たちに期待しています」と祝辞を述べました。新成人代表の村山謙太さんと寺崎友梨さんが、「一層の責任を自覚し、社会に恥ることなく、積極的に行動します」と誓いをたてました。



この広報紙は資源保護のため再生紙を使用しています。